

## 防府市産後ケア事業実施要綱

平成31年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において、保健指導を必要とする、概ね産後1年未満の褥婦並びに産婦及びその新生児並びに乳児（以下、「産婦等」という）に対し、適切なサポートを行うことにより、子どもを安心して産み育てることのできる環境を確保し、もって子育て支援対策の充実を図ることを目的とする。

### (産後ケア事業)

第2条 防府市産後ケア事業（以下、単に「事業」という。）は、産婦等に対して次の各号に掲げるサービスを行うものとする。

- (1) 産婦等を施設に宿泊させ、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うと共に、休養の機会を提供するサービス（以下、「宿泊型」という。）。
- (2) 産婦等を施設に日中一時的に滞在させ、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供するサービス（以下、「日中一時滞在型」という。）。
- (3) 育児不安やうつ状態にある者等、心のケアを要する者に対して、臨床心理士等、心理に関する知識を有する者による個別相談を行うサービス（以下、「デイサービス個別型」という。）。

### (実施主体)

第3条 事業の主体は防府市とする。ただし、市長は、宿泊型及び中一時滞在型について、次の各号の要件をいずれも満たす医療機関又は助産所等（以下、「医療機関等」という。）に事業を委託することができる。

- (1) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師を配置し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する体制が確保できること。ただし、宿泊型については、助産師、保健師又は看護師を24時間体制で配置すること。
- (2) 第5条に規定する事業内容を提供できること。
- (3) 事業を安全かつ快適に提供できる場所を備えていること。
- (4) 医療機関との連携体制が整えられること。

(5) 本市との適切な連携体制が確保できること。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有し産後ケアを必要とする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型及び日中一時滞在型については、医療行為の必要な者、デイサービス個別型については、既に精神科等において医療管理中である者は、事業を利用できないものとする。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次に定める事項とする。

(1) 宿泊型、日中一時滞在型

ア 産婦等に対する療養上の世話

イ 授乳、沐浴等の育児指導

ウ 心理的なケア

エ その他必要な保健指導

(2) デイサービス個別型

ア 育児不安やうつ状態等に対するカウンセリング

イ その他必要な保健指導

(利用期間)

第6条 産婦等が事業を利用できる日数等は、新生児又は乳児1人につき次のとおりとする。ただし、産婦等の状況により事業の利用が更に必要であると市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 宿泊型は、7日以内とする。

(2) 日中一時滞在型は、5日以内とする。なお、1日あたりの滞在時間は、4時間以上とする。

(3) デイサービス個別型は、2回以内とする。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、防府市産後ケア事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、事後に申請することができる。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときには、速やかにその内容を審査し、利用の可否について決定を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は利用を承認しない。

(1) 申請者が事業の対象となる者であると認められないとき。

(2) 宿泊型及び日中一時滞在型については、利用希望施設で受入れができないとき。

(実績等の報告)

第9条 受託医療機関等は、事業を実施した月の翌月10日までに、該当月分の事業の実施状況について、防府市産後ケア事業実施結果報告書(別記第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 受託医療機関等は、事業の実施に際して事故が生じた場合及び事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 受託医療機関等は、個人情報の取扱いについて、個人情報に関する法律及び防府市個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(記録の保存)

第11条 受託医療機関等は、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。